

令和3年5月10日

都道府県・指定都市市民活動担当 御担当者殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）

出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和3年5月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されるとともに出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について、別紙のとおり周知依頼がまいりましたので、ご連絡いたします。

つきましては、貴職の所轄の特定非営利活動法人に対しても、別紙を周知くださいますようお願いいたします。

以上